

令和2年2月28日(金)

保護者 各位

清 水 こ ど も 園  
園 長 鈴 木 宏 尚

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

日頃は、園の事業運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、日本国内、更には相模原市内におきまして、新型コロナウイルス感染症への感染者が増加しており、益々感染拡大が予想される状況となっております。そのような状況のなか、昨日、全国の小中学校の休校も決定されました。保育所の一律休園は行われない見込ですが、万が一、職員、園児・保護者、近隣施設等で感染が確認された場合は、休園する可能性もありますのでご承知おき下さい。

つきましては、感染予防対策として、登降園時の対応、行事内容等について、下記のとおり対応致しますのでご理解とご協力をお願い致します。

また、厚生労働省から、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」(第二報)(令和2年2月25日時点)が示されておりますので、ご一読下さい。

今後も状況変化に合わせ、対応が変化していくことも想定されますので、ご理解とご協力をお願い致します。

### 記

#### ◆ 職員、園児の朝の検温の徹底(2月27日～)

職員：表に記入(各自で管理)

園児：連絡ノートに記入(要確認)

(記入していない場合は、その場で検温して、ノートに直接記入して下さい)

※登園不可

- ・37.5度以上の発熱
- ・熱が出て、解熱後24時間以内

#### ◆ 登降園時の対応

保護者は基本、部屋の中には入らないように対応させていただきます。

2歳児：(早番)8:30前に登園したときは、保護者が部屋に入って支度は行わず、荷物を持ってくま組で受け入れします。ただし、オムツ袋・汚れ物袋はセットして下さい。

(遅番)幼児クラスに移動する際は、荷物を持って移動します。

使用したオムツを忘れずに持ち帰って下さい。

◆ 行事等の見直し（当面）

3月2日（月）おやつ会（中止）

3日（火）誕生会：放送で行う。各クラスでお祝い。（保護者参観不可）

4日（水）英語で遊ぼう（中止）

5日（木）卒園記念行事（全体で集まらない形で実施、紙風船は飛ばす）

6日（金）遊びランド（ぱんだ組のみ）

10日（火）体操教室（中止） のびのびランド（中止）

11日（水）園バス（うさぎ：中止）

31日（火）お別れ会（放送で行う）

◇ 体操（各部屋で行う）

◇ 集会（中止）

◇ ふれあいクラス（中止）

◆ 卒園式

出席者：卒園児、父母、（父母の代わりに別の方の出席は不可）基本正規職員とします。

在園の子の預かりは行い、給食を提供します。（家庭保育が難しいケースのみ）

内容を縮小して、短時間で行うようにします。内容は検討中。

くま組は参加しないこととします

◆ ぱんだ組（一時保育）受入れについて

就労ややむを得ない理由のみ預かり可。リフレッシュや幼稚園の休園に伴う理由での利用は不可とします。

登降園時は基本、保護者は部屋の中には入らないように対応させていただきます。

◆ 入園式（中止）

＜厚生労働省通知＞

## 保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日時点）

（子どもが感染した場合について）

1. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、市区町村は、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断すること。臨時休園の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もある。このため、市区町村は、その必要性について、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、慎重に判断すること。

（子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について）

3. 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請すること。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

（感染者がいない保育所等も含む臨時休園について）

4. 1.及び2.とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、新型コロナウイルス感染症の地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局等とも十分に相談し、公衆衛生対策として、感染者がいない保育所等も含む臨時休園を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イベントなど地域の子ども等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

（発熱等の症状がある子どもの登園回避の要請の徹底について）

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認（検温等）を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する保育所等においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは登園を避けるよう要請すること。

（職員における感染対策について）

6. 上記1. から5. については、職員についても、直接子どもに接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、同様の対応を行うこと。この場合、職員については、休暇の取得や自宅待機等によって対応すること。

（臨時休園や登園回避の要請等を行う場合の配慮事項について）

7. 市区町村においては、臨時休園や登園回避の要請等を行うに当たっては、臨時休園・登園回避等の期間中の家庭での保育や、給食のキャンセルに係る対応等による保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局等とも十分に相談の上、臨時休園や登園回避等の規模や期間等も含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。また、医療職などの社会的要請が強い職業等については、その子どもの保育の提供が必要な場合の対応として、訪問型一時預かり事業、保育所の保育士による訪問保育、ベビーシッターの活用等が代替の方法として考えられるところであり、各市区町村においては必要に応じて対応を検討すること。

（医療的ケアを必要とする子どもへの対応等について）

8. 医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登園時においては、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある子どもについても同様の対応とすること。